

小田原市斎場条例等の一部改正案

1 改正の背景

現在の斎場は、老朽化が著しいことから建替工事を行っています。新斎場の施設は、平成31年7月に供用が開始される予定ですが、施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとし、関連する条例の一部改正を行うものです。

2 改正する条例

小田原市斎場条例

3 改正の内容

指定管理者に管理運営業務を行わせることができるように、小田原市斎場条例について次のような内容の一部改正を予定しています。

(1) 指定管理者による管理に伴う一部改正

斎場を適正に管理することができる法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」といいます。）に、斎場の管理を行わせることができることとします。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲に関する一部改正

指定管理者が行う斎場の管理運営業務の範囲を次のとおりとします。

ア 使用許可に関する業務

イ 維持管理に関する業務

ウ ア及びイのほか、市長が必要と認める業務

(3) 使用許可に関する一部改正

指定管理者が斎場の使用許可を行うこととします。

4 その他関連規則

上記の条例の一部改正に伴い、小田原市斎場条例施行規則において、指定管理者が行うことができる事項について一部改正します。

5 条例及び規則の施行予定日

平成31年7月1日